

令和6年度第3回理事会議案書・報告書正誤表

箇所	誤	正
議案書 29 頁	<p><b>付 則</b></p> <p>1 この<b>規定</b>は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この<b>規程</b>は、令和7年4月1日から施行する。</p>
議案書 41 頁	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年3月13日から施行し、令和6年4月1日から<b>運用</b>する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年3月13日から施行し、令和6年4月1日から<b>適用</b>する。</p>
議案書 46 頁	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年3月13日から施行し、令和6年4月1日から<b>運用</b>する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年3月13日から施行し、令和6年4月1日から<b>適用</b>する。</p>
議案書 55 頁	<p>報告第2号 第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 <b>(成案)</b> について</p> <p>報告第3号 熊本市社会福祉協議会中期経営計画 <b>(成案)</b> について</p>	<p>報告第2号 第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 <b>(案)</b> について</p> <p>報告第3号 熊本市社会福祉協議会中期経営計画 <b>(案)</b> について</p>
報告書 1 頁	<p>&lt;期間：令和6年3月1日から令和7年2月<b>29日</b>まで&gt;</p>	<p>&lt;期間：令和6年3月1日から令和7年2月<b>28日</b>まで&gt;</p>